

ふじよしだ 議会だより

第142号

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



6月定例会

平成30年6月定例会は、6月14日に開会され、14日間の会期を終えて、27日に閉会しました。

この定例会では、訴え提起前の和解についての専決処分報告1件、平成29年度一般会計予算継続費繰越計算書等報告2件をはじめ、富士吉田市職員の特任に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正4件、町の区域及び名称の変更について、平成30年度富士吉田市一般会計補正予算第1号及び第2号、富士吉田市環境美化センター焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結1件、富士吉田市監査委員の選任など人事案件3件、合計14件をすべて可決、同意しました。

なお、議会選出の監査委員には勝俣米治議員が選任されました。

任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに、辞職に伴う富士吉田市内二ヶ村恩賜林組合議員及び富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

また、正副議長の選挙が行われ、第67代議長に渡辺幸寿議員が、第65代副議長に勝俣大紀議員がそれぞれ選出されました。

市政に対する一般質問は4人の議員が行いました。

編集委員の交代がありました。

6月の定例会において、編集委員の交代がありました。

市民の皆様に対し、開かれた議会、わかりやすい議会を目指し努力してまいりますので、よろしく願います。

《編集委員会》

●委員長 及川三郎 ●副委員長 渡辺利彦

●委員 太田利政 渡辺孝夫 勝俣米治

宮下宗昭

就任あいさつ



議長
渡辺 幸寿



副議長
勝俣 大紀

市民の皆様には、平素より市政並びに市議会に對しまして格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

このたび、6月に行われました第3回定例会におきまして、議員各位のご推挙により議長並びに副議長の重責を担わせていただくこととなり、その職務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。議会の果たすべき役割を十分認識し、公正かつ円滑な議会運営に努めて参ります。

さて、社会経済情勢が刻々と変化している中、本市においては、古くから富士山と共存している歴史と文化があり、これらの特徴としたまちづくりを行っているところであり、近年では、新倉山浅間公園から望む富士山を一目見ようと、国内外から多くの観光客に訪れていただいております。これらをさらにまちづくりに活かしていきたいと考えております。

本市でも人口減少による地域経済への影響が懸念されており、自然災害を想定した防災対策、未来を担う子供たちの健全な育成や少子化対策、さらには基幹産業である織物と観光を融合した観光施策の推進など取り組みなければならぬ課題は山積しております。

私たち市議会といたしましても、これらの課題解決に、より一層の創意工夫と努力を積み重ね、富士吉田市のさらなる発展のために執行機関とともに全力を尽くして参りたいと考えております。

市民の皆様のご信頼と期待にこたえられる議会運営を目指して万全を期して参りますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

議会構成が変わりました

定例会最終日の6月27日に、任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員及び富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

【議会運営委員会】

- 委員長 及川三郎
- 副委員長 渡辺利彦
- 委員 太田利政、渡辺孝夫、勝俣米治、宮下宗昭

【総務経済委員会】

- 委員長 前田厚子
- 副委員長 鈴木富蔵
- 委員 渡辺利彦、戸田元、及川三郎、桑原守雄、宮下宗昭

【文教厚生委員会】

- 委員長 渡辺貞治
- 副委員長 渡辺大喜
- 委員 太田利政、渡辺孝夫、横山勇志、秋山晃一、勝俣大紀

【建設水道委員会】

- 委員長 渡辺新喜
- 副委員長 羽田幸寿
- 委員 奥脇和一、渡辺幸寿、勝俣米治、小俣光吉

【富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合 会議員（補欠選挙）】

- 渡辺貞治（上吉田区域）
- 羽田幸寿（明見区域）

【富士五湖広域行政事務組合議会議員（補欠選挙）】

- 横山勇志
- 渡辺大喜

6月定例会 会期日程

日程	内容
6月14日	本会議 ○会期の決定 ○報告案件 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 本会議 ○市政一般質問 総務経済委員会 ○付託議案の審査 文教厚生委員会 ○付託議案の審査 本会議 ○各委員長からの報告 ○追加議案の提出と説明 ○各議案等の採決 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○恩賜林組合会・広域行政事務組合 議会各議員の補欠選挙 ○正副議長の選挙 （開会）
19日	
21日	
22日	
27日	

報告案件・即決案件の内容

◇議案審議◇

第2回臨時会

●報告第4号

専決処分報告について
(富士吉田市税条例の一部改正について)

【内容】

「地方税法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、固定資産税の特例措置の延長等を行うため、所要の改正を行ったもの。

●報告第5号

専決処分報告について
(富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について)

【内容】

「地方税法施行令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、保険税の課税限度額の引上げ等を行うため、所要の改正を行ったもの。

●議案第33号

富士吉田市教育委員会
教育長の任命について

【内容】

教育長の小林英明氏の後任に、富士吉田市新町四丁目6番10号、杉本武雄氏を任命するもの。

第3回定例会

●報告第6号

専決処分報告について
(訴え提起前の和解について)

【内容】

不法占拠者に対する市営住宅の明渡請求に係る訴え提起前の和解について、地方自治法第180条1項の規定により専決処分を行ったもの。

●報告第7号

平成29年度富士吉田市一般会計予算継続費繰越計算書について

【内容】

「(仮称)富士の杜巡礼の郷公園事業(平成29・30年継続事業)」外1件について、851万7024円を翌年度へ繰次繰越したもの。

●報告第8号

平成29年度富士吉田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

【内容】

「スマートインターチェンジ設置事業」1102万7千円を翌年度へ繰越したもの。

●議案第40号

工事請負契約の締結について(富士吉田市環境美化センター焼却施設基幹的設備改良工事)

【内容】

契約金額16億2千万円で、川崎重工業株式会社と契約しよつとするもの。

●議案第41号

平成30年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ439万7千円追加し、総額を212億8404万6千円とするもの。

●議案第42号

富士吉田市監査委員の選任について

【内容】

委員の横山勇志氏の後任に、富士吉田市上暮地四丁目13番5号、勝俣米治氏を選任するもの。

●議案第43号

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】

委員の望月哲氏の後任に、富士吉田市上吉田981番地、萱沼勤氏を選任するもの。

●議案第44号

人権擁護委員の推薦について

【内容】

富士吉田市下吉田四丁目15番6号、荒井繁氏、富士吉田市上暮地七丁目8番8号、滝口倉一氏、富士吉田市松山三丁目6番13号、早川新氏を法務大臣に対し推薦するもの。



委員会の審査から

□総務経済委員会

□文教厚生委員会

総務経済委員会

●審査案件

①議案第34号

富士吉田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

②議案第35号

富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について

③議案第36号

富士吉田市税条例の一部改正について

④議案第39号

平成30年度富士吉田市一般会計補正予算(第1号)

●審査結果

①本案は、「富士吉田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の一部改正でありまして、人事評価による能力の実証等を職員の処遇に適正に反映させるため、職員の降給の事由等を定める必要があることから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決

すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市職員退職手当支給条例」の一部改正でありまして、「地方自治法等の一部を改正する法律」の施行による「地方独立行政法人法」の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③本案は、「富士吉田市税条例」の一部改正でありまして、「地方税法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、中小企業者の生産性向上に資する設備投資の促進を図ることを目的に固定資産税の特例措置を講じるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本案は、平成30年度富士吉田市一般会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ5964万9千円を追加し、総額を212億3964万9千円とするも

のであります。

歳入では、前年度繰越金3478万3千円、民生費国庫負担金1061万3千円、民生費県負担金530万6千円、民生費県補助金473万7千円、雑入340万円等を増額するものであります。

歳出では、保育施設等給付事業費2157万9千円、選挙管理委員会事業費1939万8千円、企業立地促進事業費985万9千円、介護保険事業費372万6千円、まちづくりパートナーシップ事業費250万円等を増額するものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審議の中で、選挙管理委員会事業費につ

いて、期日前投票所となる選挙管理委員会の仮事務室の設置にあたり、障がい者に配慮し、市民が期日前投票をしやすいとできる施設となるようにとの要望がありました。また、市役所庁舎以外に設けられる期日前投票場に

文教厚生委員会

●審査案件

①議案第37号

富士吉田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

②議案第38号

町の区域及び名称の変更について

●審査結果

①本案は、「富士吉田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部

改正でありまして、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴い、放課後児童支援員の基礎資格を新設する等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審議の中で、この条例改正を機会に、資格を有する専門職の支援員の待遇改善を積極的に検討していただきたいとの要望がありました。

②本案は、町の区域及び名称の変更でありまして、「下宿、中宿、上宿、新屋地区」の一部の住居表示につきまして、新町名を上吉田東一丁目から五丁目までにしようとするものであり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問 6月

《抜粋》

渡辺 大喜 議員



①住宅宿泊事業法の施行と富士吉田市の観光施策について

●1回目の質問

平成29年3月28日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、政府は、観光先進国という新たなステージへ進むため更なる高みを目指している。

山梨県全体でも平成29年度の日本人を含めた延べ宿泊者数が減少する中、外国人延べ宿泊者数は前年より1割余り上回っている状況となっており、新倉山浅間公園等、わが市を訪れる外国人観光客も年々増加傾向にある。

こうした中、宿泊施設を充足するために民泊施設を拡充することが期待され、

今月15日には住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が施行された。

そこで、本市及び県内における現在までの民泊の届け出状況や問合わせ状況はどのようなものになっているか。

また、私は民泊について、平成27年12月定例会においても国家戦略特区を活用した形での質問を行っているが、改めて、本市における民泊施設のあり方や考え方について堀内市長の見解をお伺いする。

本市を訪れる外国人観光客に対しても地域固有の資源を活用した体験型、滞在型観光を推進していく必要があると思う。そのためには地元観光業者など旅行者を受け入れる側が、その地域の特色ある観光資源を生かした旅行商品や体験プログラム等を企画、運営する「着地型観光」が重要であると思うがいかがか。

また、着地型観光を発展させていくためには地元観光業者だけではなく、地場産業や農業、地域住民などの連携が不可欠であると考えているが、堀内市長の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

本市及び県内における現在までの民泊新法における届出状況や問合わせ状況についてであるが、届出を所管している山梨県によると、今月14日時点において、県内では37件、うち市内では6件の届出状況とのことである。また、問合わせ状況については、全体として、1か月平均で50件前後の相談等があったとのことである。

次に、本市における民泊施設のあり方、考え方についてであるが、本市の独自の調査によると、市内における宿泊施設の受入れ可能な収容者数は4千人程度であり、富士北麓地域における年間の宿泊者数が約430万人であることを勘案すると、市内での宿泊施設は不足しているものと認識している。

外国人観光客が増加していることや宿泊ニーズの多様化もあることから、民泊を活用することは、宿泊観光を強化、推進する上で非常に有効な施策であると考えている。利用の際に出るゴミや騒音、治安悪化等の問題が全国的に指摘されていることも認識しているが、本市としては、民泊経営を希望する事業者の方々には、民泊制度の周知や事業のための融資制度の相談など民泊施設の普及を支援して参りたいと考えている。

次に、観光施策において、着地型観光の重要性についてであるが、地域が自ら考

え、地域の特色を生かした観光資源を活用した旅行商品や体験プログラム等を企画運営する「着地型観光」は大変重要であると考えており、昨年10月に策定した「富士吉田市観光基本計画」においても、今後の取組みの中で体験プログラムの整備について位置付けをしている。

次に、地場産業や地域住民などとの連携における考え方についてであるが、本市は富士山の麓に位置する景観や眺望のみならず、地場産業である織物、また、富士山信仰に連なる御師文化など、着地型観光の資源に恵まれている地域であると考えている。着地型観光を発展させるため、現在、地元農業関係者や織物関係者などと積極的に連携し、体験型観光商品の開発に取り組んでいる。

●2回目の質問

本市においても、民泊施設を含めた宿泊施設を早急に充足させることが急務の課題となっている。しかしながら、本市や県内の民泊の届け出状況を見る限り、民泊施設の普及が、あまり前に進んでいないように見受けられる。今後本市において、さらなる民泊施設の普及や拡大を進めていくため、どのような施策を展開していくのかお伺いする。さらに、民泊施設を提供したい人と、利用したい人を結びつけるプラットフォームが重

要であると考えているが、市としてこのようなプラットフォームとどのような関係性についていくのかお伺いする。

民泊施設が急増する訪日外国人の受け皿として期待される一方で、宿泊者と近隣住民との間でトラブルが発生する事例も見受けられる。住民が安心して快適に暮らせる生活環境を守るという自治体としての役割を果たす中で、民泊施設と周辺環境の調和をどのように図っていくのかお伺いする。

着地型観光は、特定のテーマを定めた体験型の旅行スタイルで、国においては地域の特性を生かし、かつ多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するものとして振興が図られている。観光を単なる事業としてではなく産業として成長させていくために、「まちづくり会社」を検討してみたいかがか。

また、観光を持続可能な産業として発展させていくためには、その地域の担い手となるリーダー的役割をもつ人材の育成が必要であると考えるが、市長の考えをお伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、民泊施設の普及や拡大を進めていくための施策についてであるが、民泊新法における民泊制度の周知や、民泊事業において資金が必要となる場合での融資制度の相談などを実施していく。さらに、民泊事業

を新規に始める方々について、観光業に関する経営指導などを行う山梨県観光推進機構や起業全般を担当する商工会議所などと連携し、普及に向けた支援を行っていく。

次に、民泊施設を提供したい人と利用したい人とを結びつけるプラットフォームとどのような関係性についてであるが、行政としては、民泊を利用したい人に民泊施設の周知を図るべく、市のホームページに宿泊施設の一覧を掲載するなど、他の宿泊施設と同様にPRして参りたいと考えている。

次に、民泊施設と周辺環境の調和をどのように図るかにについてであるが、民泊の普及に際しては、住民の生活環境を守る行政体として、課題の解決に向けて、実際に民泊事業を管理する山梨県などと連携する中で対処していく。

宿泊観光を推進する本市としては、民泊新法における民泊も含めた本市全体の宿泊収容人数の向上に繋げるべく、宿泊事業の主体となる事業者に向けた支援を進めていく。

次に、観光を産業として成長させていくための「まちづくり会社」の検討についてであるが、まちづくり会社は、地域に密着し民間が主導して取り組んでいるものと認識している。行政としては、関係者の方々と協働や連携をしていく中、

その推移を見ながら支援策等について検討を進めて参りたいと考えている。

次に、観光を持続可能な産業として発展させていくための人材育成の必要性についてであるが、本市ではエコツアーや街歩きなどの観光ガイドを養成する事業を行っている。養成したガイドがボランティアとしてだけでなく、将来的にはガイドを生業とするなど、新たな産業に成長することが期待されることから、こうした取組みを継続して実施していく。

②起業家支援、企業誘致について

●1回目の質問

昨今では定住人口、交流人口に併せて二地域居住で都内と地方に就業・生活拠点を置く、また、ある自治体に興味を持ちその自治体を応援し、寄附などを通して何らかの関わりを持ちたいと考える人たちが増やそうとする自治体が多くなってきた。

近年では社員の副業を認める企業も増え、都会の大企業で働きながら月に数日、田舎の企業や自治体で働く若者も増えている。都会に就業・生活拠点のある人を週に1日でも2日でも地方に呼び込む。最初はほんの1、2日であつても、その自治体に徐々に興味を持ってもらうことにより、将来

的には移住につながることも地方の経済を活性化することにもつながる。今後これらの施策が富士吉田市の人口減少対策にも効果的であると考えているが、この点について市長はどうお考えか答弁願う。

昨年、会派研修で訪れた徳島県神山町では人口わずか5千人で高齢化率も高く小さな町だが、都内の複数の企業誘致に成功し、現在ではサテライトオフィス周辺に若者向けのおしゃれな飲食店や衣料品店などが立地するなど新たなニーズが生まれ、町に活気があつた。そこで、本市では将来的には経済の活性化から人口減少対策にも繋がっていくであろうこれらの取組みについてどうお考えか答弁願う。

●1回目の市長答弁

本市においては、定住促進奨励金制度の運用により平成27年度以降391名の方が本市に移住し、フジヤマテキスタイルプロジェクトなど地域の特性を活かしたまちづくりを進めることにより本地域に移住・就業した方が13名になるなど、様々な施策の展開により成果をあげている。定住、交流人口の増加のみならず、二拠点居住や寄附などで本市を応援していただける関係人口に今まで以上に着目して参りたいと考えている。また、本市は、都心から近く、アクセス的にも優れ

ている。サテライトオフィスなどの設置についても、働く世代を本市に誘導するための有効な方策の一つであると考えているので、本年度予算化し、誘致を進めているところであり、問合せも数件入っているところである。

これらの起業家支援、企業誘致などについては、今後の政策の柱となる人口減少対策として有効であると考えているので、様々な事例も調査・研究し、積極的に事業展開していく。

●2回目の質問

サテライトオフィスについては、採用する企業としても都心部より大幅に家賃を抑えられ、社員が自然豊かな場所です仕事ができることにより、仕事の効率が上がること等、たくさんのメリットがある。空き家対策の問題を抱えている富士吉田市にとつても有効な手段であると思うが、堀内市長はどうお考えか。

地方で最も元気のある都市として、福岡県福岡市が挙げられる。福岡市の成長を支える事業の1つとして、若者の起業支援がある。福岡市では2014年からスタートアップカフェを設立し、スタートアップや起業に関する情報提供、相談窓口等を設けている。

また、岩手県遠野市では人口3万人に満たない自治体だが、ローカルベンチャー事業に取り組んでいる。

二拠点居住を真剣に考えるのであれば、「超低価格住宅」の導入を検討してみたい。

本市の定住促進奨励制度では住居や物件に対する補助対象が個人または個人事業主のみとなっており、会社組織、法人については何の補助もない。富士吉田市として10年、20年後の将来を見据え、人口減少対策に本気で取り組むのであれば、起業家支援・企業誘致と移住・定住促進を結びつけて、2つの課題を同時にサポートする一貫した政策が必要であると考えるが、市長の意見をお伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、空き家対策との関連についてであるが、本市ではふじよしだ定住促進センターの空き家情報を活用する中で、サテライトオフィスの助成事業を実施している。現在問合せのある事業者に関しても当該センターの情報から進捗した事案であるので、この結果も検証し、今後も空き家対策と定住促進を併せて推進するため、連携して事業を進めていく。

次に、超低価格住宅の導入についてであるが、空き家対策との関連もあるので、まずは、空き家に対する施策を優先して進めて参りたいと考えている。

次に、起業家支援、企業誘致と移住・定住促進を結び付けて2つの課題を同時

にサポートする一貫した政策が必要とのことであるが、起業家向けの支援としては、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画として、富士吉田市創業支援計画を既に策定している。

また、市の独自の支援策として当該創業支援計画の円滑な遂行を図るため、創業者に対する融資メニューとして「創業支援保証工ル」を活用し、融資利率の50%の利子補給及び保証料の全額補助を実施し、資金調達環境の整備、また、中心市街地活性化施策と連動し、空き店舗を事務所として活用する場合の改装費及び家賃補助を行うことで創業へのバックアップを行っている。

この制度により、後継者や担い手の確保の課題を解消し、移住・定住により人口減少の抑制にも繋がるものと考えている。

●3回目の質問

全国の起業、移住を考える若者に対し、新しい富士吉田の魅力を発揮できるのは、利子補給とか家賃補助とかワンポイントで終わる非効率的な「点での支援」から、起業支援と定住促進をトータルな視点で効率的に行う「面での支援」にシフトしていく行政マインドこそが必要であると考えます。

先ほど例に挙げた福岡市では、若者が集まる街は活気が出るという施策を掲げ、人口増加率が全国1位とい

う結果になった。一方、隣の北九州市は人口減少が止まらず、その政策の違いが行政成果の違いという結果を鮮明に出ている。

富士吉田市の10年、20年後の将来を見据えて起業家支援、企業誘致と移住・定住促進を結びつけて2つの課題を同時にサポートする一貫した政策とは、今ある1つの地域課題に対して行政特有の縦割リスタイルではなく、ネットワーク、横割リ型の新しい行政スタイルにシフトさせ、包括的かつ大胆に対応できる一貫した政策であり、そこに私の質問の本旨がある。

21世紀型の新しい行政の形はこのようなものでなければならぬと考えるが、起業家支援、企業誘致と移住・定住促進について堀内市長の意見をお伺いする。

●3回目の市長答弁

横割リ型の新しい行政スタイルへのシフトについてであるが、私は、常日頃から職員に対し、部署の垣根を取り払い、横断的な体制で行政執行に当たるよう指示しており、私の考えが職員の間にも浸透していると認識している。

人口減少対策という共通の目的達成に向けて常に関心職員同士で情報交換を行っており、今後においても、それぞれの制度の活用を通してその成果が相乗効果となるよう、引き続き、連携を密にして取り組んでいく。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問 6月

《抜粋》

渡辺 新喜 議員



①わが市における今後の観光振興について

●1回目の質問

昨年、日本を訪れた訪日外国人旅行者いわゆるインバウンドの数は、前年比19.3%増の2869万人と過去最高を更新し、それに伴いインバウンドによる年間消費額も17.8%増の4兆4161億円と、初めて4兆円を突破した。

政府は、このインバウンドの数と消費額について、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年には、4千万人の8兆円に、さらに10年後の2030年には、6千万人の15兆円にしようという目標を掲げており、観光振興を

成長戦略の柱として位置付け、今後、日本を観光立国としてさらに成長させていくとしている。

わが市においても平成27年に策定された「富士吉田市まち・ひと・しごと創生…人口ビジョン及び総合戦略」における観光目標の実現に向けて、優れた観光資源を効果的に活用し、地域の活性化を図ろうとする目的から昨年10月に「富士吉田市観光基本計画」が新たに策定された。

市長は、この観光基本計画の中で、この地域における5年後の目指す姿として「多くの方々とふれあい、交流し、共に成長することのできる地域となる」と将来ビジョンを示されており、その実現を図るためには広域での行政間の連携や近隣エリアとの連携体制の構築が必要であるとされている。

私は、日本でも有数の観光資源を有するこの富士北麓地域が世界的なリゾート地としてこれからさらに成長していくためには、この地域を貴重な資源を共有するひとつのエリアとして捉え、そのエリアの中で共存

する市町村が互いに連携し合いながら観光振興に向けて一体的な取り組みを行っていくことが必要であり、且つ富士吉田市がその中で如何にリーダーシップを発揮できるかが今後のわが市の発展にとって大変重要なテーマであると認識している。

そこで、今後の観光振興における行政間での連携の在り方やその中でわが市が果たすべき役割等についてどのような考えを持っているのか、また、そのことについて具体的などのような取り組みを行なっていくのか堀内市長の考えをお聞かせ願う。

2013年に富士山がユネスコの世界文化遺産に登録されて今年で5周年を迎えている。

この間、外国人旅行者を含め富士北麓地域を訪れる観光客は順調に増加しており、とりわけ富士急行線の河口湖駅や忍野八海周辺、また春先の忠霊塔などで見られる光景は、ここが本当に日本なのかと疑うほどの賑やかな状況となっている。

しかし、こうした状況にも拘らずその賑わいが実際に地域経済の活性化に十分生かされていくと感じられている市民の方は多いのではないかと。

観光振興を着実に地域経済の活性化に結び付けていくためには、本格的なマーケティングや、より積極的なプロモーション活動など

を通して観光地運営をマネジメントしていきける体制づくりが必要であると言われている。

政府においても、今後の観光振興を担う中核組織として日本版DMOいわゆる観光地経営組織の設立を推奨しており、またそれを地方創生の柱の一つとして取り上げていることから、現在、日本各地でも地域における観光振興のかじ取り役としてDMOを設立し、組織的に推進を図っていくという動きが活発となっている。

この地域においても、今後さらに増加が予想される外国人旅行者への対応や新たな観光振興の取り組みを模索していくためには、組織的な体制で観光地運営を行なっていく必要があるものと考えられる。

観光振興をより効果的に地域の経済に繋げていくために今後どのような体制作りを行なっていくのか、DMOに対する考え方も併せて堀内市長の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、行政間での連携のあり方やその中でわが市が果たすべき役割等についての考え方、また、その具体的な取り組みについてであるが、本市においても、富士吉田市地域創生総合戦略に続き、富士吉田市観光基本計画を策定し、本市の観光振興に力強く取り組んで

いるところである。その計画においては、将来の目指すべき方向性として、観光を市民と観光客との交流の促進、広域での行政間連携、行政と各産業との連携や相乗効果を意識して、共に育てていくものと位置付けている。

観光基本計画における動態調査では、観光客の行動範囲は広域にわたる結果となっており、地域相互で地域の観光資源を生かした取り組みを行っていくことは、この富士北麓地域全体の魅力アップに繋がっており、日本有数の観光地としての集客力が更に高まっていくものと考えている。そのことにより、市内への滞在の促進や市内での消費の促進にも繋がるものと考えている。

そのため、隣接する自治体が相互に連携することは、地域の観光振興にとつて、非常に重要な要素であるとして認識している。それぞれの地域が互いに競い合いながらも連携を意識した取り組みを進めること、そして、それぞれの地域が自分の地域に誇りを持ち、他の地域にはない独自性を発揮していくことが求められており、特に、本市は富士北麓地域の中心都市として、求心力を高めていく必要があると認識している。

したがって、本市としては、富士五湖観光連盟のほか、山梨県や山梨県観光推進機構などをはじめとした広域的な観光施策を協議する組織を活用する中で、近隣エリアとの強い連携体制の構築に努めて参る。

次に、観光振興を地域の経済に繋げていくためのDMOを含めた体制作りへの考え方についてであるが、本年3月に策定した第6次総合計画においても、観光経営に関する考えを位置付けている。

今回、国が推奨する日本版DMOの意味するところである行政と民間との協働による経営的な視点からの観光地づくりについては、現在も観光基本計画の策定などにおける観光の専門家、アドバイザーや着地型観光に重要な要素となる体験プログラム等の整備等において、地域の皆様とDMOの機能としての取り組みを実践しているところである。これらの動きを踏まえ、さらに、山梨県観光推進機構など既存のDMO組織とも連携する中で、本地域でのDMOのあり方について検討して参る。

いずれにしても、地域資源の活用強化と地域の活性化を長期的かつ幅広い視点で捉え、観光振興に積極的に取り組んで参る。

●2回目の質問

外国人旅行者が日本を旅して不満な点を聞くと「夜に楽しく過ごせる場所が少ない」という答えが極めて多いとのことである。

欧米では、美術館や博物館の開館時間を延ばしたり、

イベントの開演を遅らせた
りするなど夜の時間帯を楽し
しんでもらうための取組み
が広がり、それにより地域
経済や雇用にも良い影響を
与えていると言われている。

蔵造りの街並みで知られ
る埼玉県の川越市では、東
京からのアクセスが良い為
に日帰りの観光客が多く、
滞在時間が短いことが課題
であったことから観光客を
夜まで引き留め、市内での
消費額を増やす施策として、
現在、街並みのライトアッ
プや音楽、グルメを楽しめ
るイベントを積極的に開催
しているとのことである。

数多くの観光スポットや
人気のレジャー施設を有す
るこの富士北麓地域におい
ても、日中は充実した観光
やアクティビティが楽しめ
る反面、川越市と同様、都
心からのアクセスが良いこ
とから日帰り観光客が多く、
また夜まで引き留めておく
為のスポットも少ないため
に観光が消費に繋がりにく
い状況にある。

特にわが市においては、
観光基本計画にも挙げられ
ており、河口湖や忍
野、山中湖といった周辺工
リアの来訪者を如何に市内
に誘客し、且つ滞在時間を
長くしていけるのが課題
とされている。

富士吉田市内には、夜間
のイベントに適した味わい
のある歴史的な建造物や街
並みが、ほかの地域に比べ
ても数多く点在している。
中でも古くからこの地域

を代表する歓楽街として栄
えてきた西裏界隈の飲食店
や路地の佇まい、また街全
体が醸し出す風情は独特の
日本文化を味わいたい外国
人観光客にとっては、大変
魅力的に映るのではない。

こうした場所や施設を活
用し、市内のみならず河口
湖や山中湖といった周辺地
域に宿泊する観光客にもつ
と気楽に夜の時間帯を楽し
んで頂けるような仕掛けづ
くりを行なうことで、消費活動
に繋げていくこともわが市
の独自性を生かした経済の
活性化策であると考え、こ
このナイトタイムエコノミ
ーへの取組みに対する市長
の考えをお聞かせ願う。

また、先程の答弁にもあ
った着地型観光における体
験プログラム等も含めて観
光振興を地域経済の活性化
に繋げていくために、今後、
具体的にどのような取組み
を行なっていくのかについ
てもお聞かせ願う。

インバウンドが2千万人
を突破し、政府も日本を世
界に冠たる観光先進国とす
るために様々な施策を行な
っている中、大きな経済効
果を期待して、現在、日本
各地で国際会議や展示会な
どを誘致しようとする動き
が広がっている。

さらに、宿泊など観光振
興に寄与する様々な施設と
世界トップレベルのエンタ
ーテインメント施設が一体と
なった統合リゾートの実現
に向けた取組みもスタート
し、既にいくつかの自治体

が誘致に向けて準備を行っ
ており、その動向も注目を
集めている。

そうした中、日本の象徴
である富士山を中心とした
すばらしい自然環境や一級
品の観光資源に恵まれ、且
つ都心からのアクセスにも
優れているこの富士北麓地
域が、よりグレートの高い
世界有数のリゾートエリア
となっていくためには、国
際会議や統合リゾートの誘
致等も視野に入れ、国や県
を交えて様々な議論を深め
ていく中でハード・ソフト
両面での整備を進めていく
ことが必要であると考え。

日本が観光立国を目指し、
全国各地において国際リゾ
ートエリアの実現に向けた
動きが活発となっている現
状において、他のどの地域
にも引けをとらない可能性
を有しているこの富士北麓
地域の将来像について、堀
内市長はどのようなビジョ
ンを持つておられるのか、
その考えをお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

まず、ナイトタイムエコ
ノミーへの取組みに対する
考え方についてであるが、
夜間の消費活動には、飲食
などとともに芸術などのイ
ベントやライトアップなど
を見て楽しむ内容も入って
おり、それらの取組みを行
っていくことは、本市の独
自の観光資源の磨上げや本
市周辺の町村などからの観
光客を誘客することにも繋
がり、観光振興に寄与する

ものと考えている。

ナイトタイムエコノミー
には、イベント内容の充実、
場の整備、安心安全の確保
などが必要であるとの指摘
があるが、今後とも本市の
観光振興を向上させる手法
として、単に日中の観光だ
けではない、夜間消費活動
の視点も取り入れる中で、
他の地域にはない様々な「富
士吉田市ならではの」魅力
を磨き、まちの活性化を着
実に進めて参る。

次に、富士北麓地域の将
来像におけるビジョンにつ
いてであるが、本地域は世
界に誇る富士山とすばらし
い自然環境を有する非常に
恵まれた地域であり、国内
はもとより世界各地から多
くの観光客が訪れている状
況にある。

さらに、富士山信仰に代
表されるように、昔からの
伝統や歴史文化も有してい
る。単に環境だけではない
歴史の重みも感じることが
できる、まさに一大観光エ
リアであるとの認識を持つ
ている。そうしたこともあ
り、以前より音楽などの芸
術祭や国際会議が開かれる
など、幅広いイベントが開
催されてきていることは御
案内のとおりである。

本市の観光基本計画では、
5年後の目指す姿を「多く
の方々とふれあい、交流し、
共に成長することができ
る地域となる」ことを掲げて
いるが、一つの自治体にと
どまらない観光の広域性か
らすれば、このことは、富

士北麓地域全体においても
当てはまることだと考えて
いる。私は、本市を含むこ
の富士北麓地域に無限のポ
テンシャルを感じているの
で、将来においても、多く
の皆様にお越しいただける
地域となるよう、様々な方
々と連携する中で、長期的
な視点で着実に推進してい
くことが必要であり、私も
その役割を力強く担って参
りたいと考えている。

●2回目の産業観光部長答弁

着地型を含めた観光振興
を地域経済の活性化に繋げ
ていくための具体的な取組
みについては、今年度、着
地型観光に向けた新たな体
験観光商品を事業者の方と
協力し作成する取組みを行
っている。

月江寺界隈への誘客を目
的に平成28年度から開催し
ている芸術イベント「ふじ
よしだ時空間絵巻」や織物
と観光を融合した「ハタオ
リマチフェスティバル」
さらに、紅葉シーズンには
新たに新倉山浅間公園にお
いて、忠霊塔までの階段に
ライトアップを実施する。
飲食に関しては、本市の
昔からの賑わいの中心とさ
れてきた西裏界隈の飲食街
に着目し、飲食店などを巡
る体験プログラムの取組み
も計画している。

さらには、国内外で急速
に進んでいるキャッシュレス
化に対し、国内でいち早く
対応するため、市内各店舗
に対し、新たにスマートフ

オンを活用した決済システ
ムの導入を支援する取組み
を進めており、外国人観光
客を含む本市への来訪者の
利便性の向上と観光消費や
一般消費の活性化を喚起す
るよう取り組んでいる。

また、ここ最近の旅行ス
タイルや二子ズが、いわゆ
る「モノ消費」から「コト
消費」へ移行していること
から、地元野菜の摘みとり
体験や染物体験、御朱印帳
作りなど着地型体験プログ
ラムを作る事業を進めてお
り、その体験プログラムを
国内最大級の宿泊予約サイ
トにある「あそび体験予約
サイト」に掲載すること、
かつ、これらのサイトに本
市の特設サイトを新設する
ことにより旅行意欲の高い
消費者に大きくプロモーシ
ョンできるよう取り組んで
いる。

また、スマートフォン
の翻訳アプリを活用し、訪日
外国人観光客への「おもて
なし」と観光ポイントへの
誘導を図る事業に着手する
など、観光客誘客の強化を
図っている。

いずれにしても、様々な
取組みを積極的に実施して
いくことにより、着地型観
光を振興させ、地域全体の
活性化に繋げて参る。



●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問

6月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



①国民健康保険制度について

●1回目の質問

国保法第77条は、被保険者に被災、病気、事業の休止など「特別な事情」がある場合、市町村の判断で国保税を減免できると規定している。これは子どもが多い世帯はもちろん、ひとり親世帯、障害者・児のいる世帯、収入が生活保護基準前後の世帯など、生活が厳しい広範な世帯に負担減免を活用することを検討していく必要があると考える。次は、国保の都道府県化にあたってつくられた「保険者努力支援制度」を進めるにあたって厚労省が作成した「保険者努力支援制度」の採点表には、短期証を交付する際に「納税相談の機会を設ける」ことを採点基準とし、資格証についても「特別な事情の有無を十分

確認した上で交付すること」を基準にしている。さらに、差し押さえについては、被保険者の「実情をふまえた上で」滞納処分を実施することを基準としている。現状は、この採点基準に照らすとどのように運用されているのか、合わせて今後の取組みについても答弁願う。

●1回目の市長答弁

まず、市の判断による独自の国保税の減免についてであるが、災害や倒産、解雇などにより、納税が困難であると認められる方などについては、減免制度で対応させていただいている。このようなことから、現状では、市独自の新たな減免制度の拡大については考えていない。次に、保険者努力支援制度の採点基準に照らした運用についてであるが、制度に定められた5つの項目についてそれぞれ基準に沿った運用をしている。今後においても、国保税の滞納者については制度の採点基準だけではなく、引き続き地方税法などの法令の基準に基づき適正に対応して参る。

●2回目の質問

法定外の繰り入れの中で、保険税の減免に充てるため

の繰り入れは続けても良いとされていること、及び生活が厳しい世帯で、「特別な事情」と認定して、国保法第77条を適用することを検討してどうかとお聞きした。「市独自の減免制度の拡大」として答弁されたのかもしれないが、再度、明確に答弁願う。

●2回目の市長答弁

まず、生活が厳しい世帯について「特別な事情」として国民健康保険法第77条を適用することについてであるが、既に、災害など特別な事情で納税が困難な方については減免を行っている。減免制度の拡大については考えていない。次に、資格証及び短期証の発行については、特別な事情の有無を十分に確認した上で交付している。また、短期証については、納税が原則となっており、その結果に応じて発行している。それぞれ別の発行に変化があるものではない。

●3回目の質問

減免制度の拡大については考えていない、ということだが、国保税を納めるのに苦勞している市民に、納税を軽減する方法の一つとして、この課題は検討すべきではないかと考えるが、いかがか。

次に、資格証については、特別な事情の有無を確認した上で発行しているとの答弁である。それでは、このような確認の中で、資格証の発行とはならず、短期証に変わったというようなことがあるのか。

●3回目の市長答弁

まず、減免制度の拡大についてであるが、生活困窮等により国保税の納税が困難な世帯については、特別な事情に該当するとして、現行制度において適正な減免措置を行っている。また、納税困難な世帯に対する軽減措置については、今年度から対象範囲の拡大を行ったところである。したがって、現状では、更なる減免制度の拡大については考えていない。

②少子化対策・子育て支援について

●1回目の質問

3月議会において市長は、子どもの医療費無料化に対するペナルティーの一部廃止および、財源が生ずることを答弁されたが、現在、生じた財源の活用に関して、どのように検討を進めておられるのか答弁願う。次に、子育て応援医療費助成制度の拡大について、「子育てしたいまちのトツプを走る」と掲げているにもかかわらず、18歳までの医療費支援に取り組んでいないのが、近隣では、わ

が市だけというのをどのように考えているのか。子育て支援、少子化対策の取組みとして、子どもの医療費助成を18歳まで拡大する考えはないのか。

次に、学校給食費の軽減のための助成について、全国的にも取り組む自治体が増え、今年度から県内でも市川三郷町と身延町が学校給食費の無料化に踏み出し、いよいよ、これは自治体の課題となってきた。子育て支援としても、子どもの貧困対策といった点からも、この学校給食費の軽減については、本市の課題とすべきではないかと考える。次に、保育における育休退園についてお聞きする。

●1回目の市長答弁

まず、ペナルティーの一部廃止によって生じた財源の活用についてであるが、産前産後ケアセンターは、富士東部地区内では唯一の施設であり、産前産後の初期段階における母子を支援するため、集団型ケアや個別ケアを実施しており、乳幼児全戸訪問事業においては、産後うつ予防や新生児への虐待予防の強化を図っている。これに加え、一口タウシル等の任意予防接種の助成、ファミリースポーツセンター事業による県内唯一の一部助成、生活困窮世帯の学習支援を行うな

ど様々な支援を行っている。次に、子育て応援医療費助成制度の拡大についてであるが、本市においては、既に国の基準を上回る医療費助成を行っており、また、福祉行政全体の施策としても、本市は近隣町村に比べ充実した内容となっている。しかしながら、子どもに対する医療費助成の拡大については、今後の社会情勢や予算措置などを総合的に判断する中で検討して参りたいと考えている。

次に、学校給食費の軽減についてであるが、現在においても保護者の負担軽減を図るため、食材費の一部を公費負担しているところである。したがって、現時点においては、更なる充実した給食の提供に主眼を置くこととし、現在実施している子育て支援対策、貧困対策を総合的に勘案する中で学校給食費の軽減を課題とすることは考えていない。

次に、育休退園についてであるが、年々増加する未満児の保育需要に対応するため、(仮称)市立第七保育園を建設中であり、また、地域型保育事業所への移行を促進している。これらの需要対策により、未満児保育については、これまで以上に充実した行政サービスの提供が図れるものと考えている。

●2回目の質問

10人に1人が「産後うつ」の症状を発症すると言われ、また出産や育児についても、医療が発達することで、これまで子育ての常識が通用しなくなっている時代に、それに対応する産前産後ケアセンターの事業等は先駆的なことである。厳しい社

会情勢の中で市民の要望も強く、この課題について検討を急ぐ必要があると考えるが、この点については、いかがか。

次に、育休退園だが、未満児保育の充実の中で、育休退園ということが解消されるように進めたいことを取り組めるかどうか、答弁ではその部分が明らかではないので、再度答弁願う。

●2回目の市長答弁

まず、医療費助成の拡大についてであるが、18歳までの医療費助成の拡大については、国や県の動向を見極めながら検討して参りたいと考えている。

次に、育休退園についてであるが、現在、(仮称)市立第七保育園の建設や地域型保育事業所の移行促進など育休退園の解消に向けた取り組みを進めている。今後においても、未満児保育の充実に向け取り組んで参る。

③訪問者を歓迎する上吉田の地域づくりについて

●1回目の質問

世界遺産インフォメーションセンターが開鎖され、旧外川家住宅に隣接するおやすみ処に移されたという機能の全面的に移しているという考えなのかどうか、市はどのように考えているのかお聞きする。

従来のおやすみ処としての機能も残しつつ、同時に訪問者に対する上吉田の案内所としての機能も持たせたいという考えなのか、どのように進められるのかお聞きする。

また、旧外川家住宅はふじさんミュージアムの管轄

として、おやすみ処は観光振興サービスの一環となつていて、この2つの施設の関係が、来訪者へのおもてなしの中心施設として今後どのように発展させようとしているのかも答弁願う。

次に、上吉田地区を案内するガイドについてお聞きする。高齢者の方や、歩行に難を持つ方も、ガイドがいくつもの場所について説明をするというのであれば、周りとの歩調を気にせず、自分のペースで歩きながら上吉田の散策が楽しめる。今後そのような方向も目指しつつ、ガイドの体制をつくっていくことが必要ではないかと考えるが、いかがか。

数年前にはガイドの養成を取り組んだと聞いているが、現在はガイドの養成講座などは、どのように取り組んでおられるのか。また、その時に一定数の方が講座を受けられたと思うが、その方々の協力も得て進められることが必要かと考えるが、いかがか。

次に、2年ほど前に、御師まちを構成する一部として、道路沿いに提灯が掲げられたところ、24時間365日掲げられていること、素材が提灯であるので、やがて傷んで無くなつていくと考えられる。このことについてはおどのように考えておられるか。また、提灯設置については、現存する御師住宅と比べても数が少なく、この通りを御師まちとするには、不十分である。設置を増やすべきではないかと考えるが、いかがか。

予算委員会では御師住宅の場所を表すものを歩道に示すことについてお聞きした。その時の答弁は山梨県の管

轄なので、県との協議が必要というところであったが、これを進める考えはないのか。

次に、文化財の保護・保全について、この地域には建物だけでなく、石造物、道祖神や道標など様々な文化財が残されている。それらの保全・保存について、現状の取り組みはどうか。また今後については、どのように考えておられるのか、答弁願う。

●1回目の市長答弁

まず、世界遺産インフォメーションセンターが旧外川家住宅に隣接するお休み処に移したことに伴う、施設の機能や管理の考え方についてであるが、当センターが有していた機能全体についてお休み処で対応することとしたものであり、従来のお休み処としての機能も併せ、観光客の利便性が更に高まるよう施設運営を進めて参る。

また、秋山議員御発言のとおり2つの施設では所管が異なっているが、2つの施設のあるエリアは文化と観光の一体的な活用を図ることが重要であると考えているので、観光客への更なるおもてなしの充実につながるよう積極的な活用を図って参る。

次に、上吉田地区を案内するガイドについてであるが、今後は案内ガイドの一つとして、「御師まち」のスポットに立ち寄った際、自分のスマートフォンから音声ガイドが流れる自分のペースで楽しむことができるスマートフォンアプリを活用したシステムの導入を計画している。

また、案内人ガイドの養成講座については、現在、

ガイドの人数が確保されていく状況にあることから休止しているが、今後ガイドの育成が必要となる場合には、当時の講座に協力していただいた方々の協力も得ながら、現状に即した内容で開催して参る。

次に、御師住宅の道路沿いに掲げた提灯についてであるが、提灯に経年による劣化があることは認識しているが、設置に当たっては、事前に富士山北口御師団の皆様に相談する中で行ったものである。設置数を増やすことについては、劣化等により使用しなくなった提灯の取扱いも含め、御師団等関係者と協議する中で検討して参る。

次に、御師住宅の場所を表すものを歩道に示すことについてであるが、現在策定中の「富士吉田市歴史文化基本構想」の協議の中に、お出された場合において検討が必要になつてくるものと考えている。

●1回目の教育長答弁

様々な文化財の存在やかつての所在を示す取組み並びにその保護や保全に係る取組みについてであるが、本市では昨年度及び本年度において、市内の文化財の捉え方や今後の方針について「富士吉田市歴史文化基本構想」を策定しているところである。

したがって、「富士吉田市歴史文化基本構想」を策定した後は、この構想に基づき、文化財の保全や活用の方策について検討して参りたいと考えている。

●2回目の質問

世界遺産インフォメーションセンターについては、2つの機能を持つ施設として、今後どのようにしていくかと考えておられるのか、答弁願う。

次に、訪問する方への案内とガイドの施策についてだが、ガイドと表示した人がいて、話しかけて来て、説明を受けながら散策するようなひとときを過ごしていただければ、訪れる人を大いに歓迎することになる。このような方向を目指してガイドの養成も継続して取り組んでいくことが必要だと考えるが、いかがか。

文化財の保護・保全だが「富士吉田市歴史文化基本構想」策定後に検討していくというところだが、策定に当たっては、現在の文化財の状態の調査はされているのか。されているとしたら、どのような形で行われているのか、お聞きする。

●2回目の市長答弁

まず、お休み処を2つの機能を持つ施設として今後どのように考えていくのかについてであるが、両施設の機能の相乗効果を更に発揮するとともに、来訪者がおもてなしを感じるようなことができるよう、充実した施設運営を図って参る。

次に、ガイド養成への取り組みについてであるが、現在、観光スポットに立ち寄った際、スマートフォンアプリを活用した音声によるガイド案内の導入を計画しているが、人との繋がりを通したきめ細やかなガイド案内の必要性も十分に承知しているため、今後は双方の手法を関連させながらガイドの養成を図って参る。

●2回目の教育長答弁

「富士吉田市歴史文化基本構想」策定に当たつた文化財の調査とその方法についてであるが、これまでに取りまとめた個々の調査及び富士吉田市史を始めとする各種文庫や資料などの整理、さらには、それらに基づく現地での現況調査も行っている。

●3回目の質問

インフォメーションセンターという新しい機能を持つ施設も加わり、その機能を発揮するためには、これまで以上にこの場所をわかりやすく案内し、多くの方がここを訪れやすくなる取り組みが必要だと考える。ここに別々の3つの機能を持つ施設があることの紹介と、その場所への案内、そして近くまで来た人に対しては施設があることがわかるような表示、などを検討すべきであるが、このような課題については、いかがか。

●3回目の市長答弁

3つの機能を持つ施設の案内等については、既に施設の表示については、既に外観からでもわかるように表示しているところであるが、観光客や来訪者に対して、よりわかりやすく、また訪れやすくする観点から、この地域の景観に十分配慮する中で、表示や看板等について検討して参る。

また、施設を含むこのエリアの紹介や案内については、市のパンフレットやホームページ、SNSなど様々な手法を活用する中で、多くの方法にお越しいただけるよう積極的に情報発信して参る。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問

6月

《抜粋》

宮下 宗昭 議員



① 大明見地区の道路整備について

●1回目の質問

平成4年の市と地元大明見関係者と約束した県道山中湖忍野富士吉田線への連絡道の整備に関する事項を重く受け止める中で、安全性及び利便性が確保できる農村地域防災減災事業道路が、平成28年4月に国からの事業採択を受けているが、防災減災道路の現在までの経緯と経過について、市長にお伺いする。

また、この防災減災道路とともに、災害時の避難路やこの防災減災道路を有効活用するために、大明見の市街地と防災減災道路を結ぶ連絡道の実現についても、

これまでに、どのような調査、検討をされたのか、市長にお伺いする。

大明見の市街地において、多くの市民の方々が利用する市道明見東通り線の渋滞対策として、職業訓練校前交差点の改良工事及び砂原橋東交差点の左折レーン設置は、早急な整備が必要不可欠と考える。

職業訓練校前交差点の改良工事について、これまでの進捗状況について、また、砂原橋東交差点の左折レーン設置については、これまでどのような関係機関とどのような協議をされたのか、市長にお伺いする。

●1回目の市長答弁

まず、防災減災道路の経緯と経過についてであるが、初年度である平成28年においては、緊急避難路1号及び水路1号の測量設計業務委託を行うとともに、地権者説明会、境界立会いを実施した。

2年目となる昨年度においては、緊急避難路である柳畑農道4号線の拡幅整備

を行うとともに、この農道に隣接する水路1号について下流側から175mの区間の改修工事を実施した。3年目となる本年度においては、大明見農道1号線等とこれらに付随する用排水路の250mの区間を整備し、さらに大明見耕地整理地区内にある用排水路改修設計及び土砂崩落防止工事の設計を行う予定となっている。

次に、大明見市街地と防災減災道路を結ぶ連絡道についてであるが、この連絡道の整備ルートは、大明見耕地整理地区内を通る大変急勾配な路線となっており、土地改良事業で整備した多くの農地が潰れてしまいうことになる。このため、引き続き、整備ルートや道路形態などを検討して参りたいと考えている。

次に、職業訓練校前交差点の改良工事の進捗状況についてであるが、交差点に右折レーンを設置するため、本年度においては、既に用地買収に着手しているところである。

次に、砂原橋東交差点の左折レーン設置に係る関係機関との協議についてであるが、既に右折レーンが設置されている県道部分に大きな影響が生じるなど、左折レーンの設置は非常に厳しい状況であると考えている。

今後においては、西側への拡幅改良を検討し、右折レーンの設置に向けて、支障となる家屋移転、水路移設、県道との交差点協議等、関係機関との更なる協議を重ねる中で検討していく。

●2回目の質問

防災減災道路について、事業計画が5年となっており、本事業の目的が達成できるような市としても、積極的に残りの事業期間、県と連携して事業推進を図る必要があると思うが、市長の考えをお伺いする。

富士吉田西桂スマートインターが開通したことから、市道明見東通り線の交通量が以前にもまして大幅に増えている状況の中、(通称)セギバ通りが迂回路として利用されている。地区の住民としては、大変危険な状況にあり、こどもたちの通学路でもあるので、防災減災道路を結ぶ連絡道の整備は、早急な対応が必要である。

縦道の道路は、整備されているが、横道については、整備が行き届いていない。市道明見東通り線に直面する市道月江寺大明見線(通称)中央通りは、市において、中心的な幹線道路であると考えている。防災減災道路の完成と同時に、(通称)中央通りの延長上に連絡道が出来ることが、本市にとっても、最も効果がある道路であると考えている。

再度、連絡道の整備ルートや道路形態などについて、大明見地区をはじめ、本市の地域振興への効果を図るためにも、早急な対応をされるのか、市長にお伺いする。

市道明見東通り線の渋滞対策に伴う職業訓練校前交差点の改良工事の進捗状況について、用地買収の経過もあるが、工事着手から工事完了までの具体的なスケジュールについて、お伺いする。

市道明見東通り線の渋滞対策については、職業訓練校前交差点の改良工事のみが完成しても、一部の渋滞が解消されるのみであり、抜本的な解消にはならない。市道明見東通り線の渋滞対策における砂原橋東交差点の改良工事に伴う関係機関との協議について、再度、市長の積極的な行動力と対応力を発揮する中で、早急な対応をされるのか、お伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、防災減災事業についてであるが、農村地域における防災機能を向上させるための重要な施策であると認識しており、計画期間内に事業を円滑に推進するため、更に山梨県と綿密な協議及び連携を積極的に図っていく。

次に、大明見市街地と防災減災道路を結ぶ連絡道の

整備についてであるが、これまでの検討に加え、新たな整備ルートや道路形態などについても複数の検討案を作成し、総合的に検討して参りたいと考えている。

次に、職業訓練校前交差点の改良工事の具体的なスケジュールについてであるが、現在行っている用地買収が終わり次第、工事費等の予算措置など議会の理解を得る中で、速やかに工事に着手し、右折レーンを設置して参りたいと考えている。

次に、砂原橋東交差点の改良工事に伴う関係機関との協議についてであるが、山梨県をはじめ関係機関との更なる協議を重ねるとともに、地元自治会や住民の皆様との御協力を得ながら進めて参りたいと考えている。

② 高齢者の健康増進等のための施設整備について

●1回目の質問

健康で生活できる期間をいかに長くするか、今後の高齢者施策においては、重要であると考えている。

高齢者の方々が、健康で自分らしくいきいきと充実した生活をおくることができ、また、地域でのボランティア活動への積極的な参加ができる環境づくりは、大変重要である。高齢化率

が高く、地域コミュニティの活発な大明見地区を中心に、高齢者の健康寿命の延伸等のため、健康増進や生きがいづくりが図れる拠点の整備が必要であると考えます。

本市における超高齢社会に対応するためには、高齢者の健康増進、生きがいづくり等の拠点整備を推進することが、健康寿命の延伸に繋がるものである。そこで、基本構想の内容及び施設整備についての進捗状況について、市長にお伺いする。

●1回目の市長答弁

高齢者のための健康増進施設の基本構想及び進捗状況についてであるが、社会福祉法人制度改革により、社会福祉事業団による新たな事業展開が可能となった。

そこで、この施設整備の事業主体については、長年の高齢者福祉事業により様々なノウハウ等を培ってきた実績を踏まえ、富士吉田市社会福祉事業団において進めていくこととした。

高齢者が住み慣れた地域の中で、積極的な健康づくりや未病対策、生きがいづくり、産業活動、ボランティア活動などを通して、元気なお年寄りが生き生きと暮らすことを目指した拠点施設として、これまでどこにもないような機能を備えた画期的な施設運営を展開していくことを基本理念としている。

これらの事業については、すべて昭和大学や民間企業等と連携して行うことから、多種多様な工夫が凝らされることが期待され、高齢者の皆様には、より有意義で楽しい時間を過ごしていただきながら、健康寿命を延ばし、生きがいづくりができる施設になるものと確信している。

③健康づくりの拠点施設の整備について

●1回目の質問

市民の健康意識の向上を図るためには、あらゆる機会を通して、多くの健康に関する情報提供や啓発活動、健康教育の推進などが必要であると考えますが、具体的にどのような施策を実施しているのか、市長にお伺いする。

また、特定健診などの受診率の向上を図るためには、市民が受診する、受診しやすい環境づくり、内容の見直し、啓発の工夫、独自性など様々な取り組みが必要であると考えますが、現状における市の取り組みについて、市長にお伺いする。

健康づくりの拠点施設である富士北麓総合医療センターは、昭和54年の建築であり、老朽化が進んでいることも事実である。各種の健康診査とともに乳幼児の

健診、相談なども実施していることから、健康づくりを支える拠点施設として、富士北麓総合医療センターの施設の充実も、必要であると考えます。施設の老朽化が進んでいる状況の中で、健康づくりの拠点施設としての富士北麓総合医療センターの現状に対する市長の考えをお伺いする。

●1回目の市長答弁

まず、市民の健康意識の向上を図るための施策についてであるが、健康に関する情報提供については、広報紙、ホームページ、フェイスブック、FMふじこ等を通じて実施している。

また、生活習慣病の予防対策としては、市民の皆様との健康と長寿を支えるための講演会や料理講習会の開催、ウォーキング教室等による運動がもたらす効果等の啓発、食生活改善推進員や保健推進委員の皆様との御協力による生活改善指導に努めている。

次に、特定健診などの受診率向上を図るための取り組みについてであるが、本市においては、市民の皆様の健康の維持と増進を図っていただくことを目的に、特定健診や各種がん検診等を実施している。一人でも多くの市民の皆様が受診していただくため、広報紙等による周知徹底はもとより、休日健診や早期健診を実施する

など受診しやすい環境づくりに努め、自己負担額が軽減されるがんバック検診や健康ポイントラリーの導入等の取組みも実施している。次に、富士北麓総合医療センターの現状についてであるが、施設の維持管理においては、耐震工事や利用者の利便性を高めるためのトイレ・健診会場の改修に加え、毎年、各種点検を実施し、事故防止等精力的に保守を行ってきた。しかしながら、長年使用してきた代償として、施設の老朽化は進み、建物の劣化をはじめ、電気や給排水等の設備類の故障も発生しており、その都度、修繕を施しながら対応している状況である。

●2回目の質問

市民の健康づくりに対して様々な事業に積極的に取り組んでいる現状については評価する。

さらなる充実を図るためには、「市民の健康に対する高い意識をもってもらいたい」とであり、ひいては、「市民と行政が一体となって健康づくりの環境を整えること」であり、併せて、「行政、学校、会社、病院など関係機関・団体が連携を行い、健康づくりを支えていく環境づくりを行うこと」が必要であると考えますが、市長の考えをお伺いする。

健康づくりを支える環境づくりを整備し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことにより、本市の将来都市像の基本構想にある「健康寿命を延ばすとともに助け合い支え合いによる幸福なまちづくり」が推進できるものと考えますが、市長の考えをお伺いする。

特定健診や乳幼児健診などの実施日において、市民会館第2駐車場を利用する際、新倉南線を横断しなければならず、大変危険な状況である。

また、施設関係では、エレベーターが2階止まりであるため、乳幼児検診などを実施する3階会議室までエレベーターが行かない。先日1階にベビーカーを置き、お母さんが双子の子どもさんを抱いて階段を昇る光景を目にした。その乳幼児健診などを実施する会議室には、冷暖房設備がなく、暑さ厳しい夏には扇風機の使用、寒さ厳しい冬には大型の石油ストーブの使用で、乳幼児の健診などを実施するには、大変劣悪な環境である。

健康づくりの拠点施設である富士北麓総合医療センターの5年後、10年後を見据えた方向性をまさに検討すべき時期である。建替えも視野に入れた方向性について、庁内における検討会の設置や各種関係機関との協議の場を設けることなども含めて、早急に検討すべきであると考えますが、市長

の考えをお伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、市民、関係機関及び行政が一体となった健康に関する環境整備についてであるが、人にとっても、健康は、何にも代え難い宝である。まずは自分と家族の健康に関心をもち、食生活等の生活習慣の改善に努めることにより健康寿命を延ばすことを意識し、自主的に行動することが第一義的な対応策であると認識している。「健康寿命を延ばすとともに、助け合い、支え合いによる幸福なまちづくり」の推進に向け、市民の皆様や関係機関等とより一体となつて、市民の健康づくりの更なる充実強化に努めていく。

次に、富士北麓総合医療センターの方向性についてであるが、富士北麓総合医療センターの役割や機能を十二分に発揮していくためには、現状の課題等について、多角的な見地から検討し、その将来構想を策定していく必要があることについても認識をしている。

本市の健康づくり及び医療施策を推進するための施設として、欠かすことのできない地域住民の中に根付いた施設であることから、その重要性や必要性に鑑み、その将来構想については、関係機関と協議、検討していく。

議案等の処理結果（5月臨時会）

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺孝夫	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	秋山晃一	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	審議結果
報告第4号	専決処分報告について（富士吉田市税条例の一部改正）	5/23報告	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第5号	専決処分報告について（富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正）	5/23報告	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第33号	富士吉田市教育委員会教育長の任命について	5/23即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

議案等の処理結果（6月定例会）

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺孝夫	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	秋山晃一	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	審議結果
報告第6号	専決処分報告について（訴え提起前の和解について）	6/14報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
報告第7号	継続費繰越計算書について（平成29年度富士吉田市一般会計予算）	6/14報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
報告第8号	繰越明許費繰越計算書について（平成29年度富士吉田市一般会計予算）	6/14報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
議案第34号	富士吉田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第35号	富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第36号	富士吉田市税条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第37号	富士吉田市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第38号	町の区域及び名称の変更について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第39号	平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第40号	工事請負契約の締結について（富士吉田市環境美化センター焼却施設基幹的設備改良工事）	6/27即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第41号	平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第2号）	6/27即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第42号	富士吉田市監査委員の選任について	6/27即決	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	副議長	○	○	○	○	○	○	同意
議案第43号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	6/27即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第44号	人権擁護委員の推薦について	6/27即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
選任第1号	富士吉田市議会運営委員会委員の選任について	選任	—	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について	選任	—	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名推薦	—	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当選
選挙第2号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	指名推薦	—	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当選
選挙第3号	富士吉田市議会議長の選挙について	選挙	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当選
選挙第4号	富士吉田市議会副議長選挙について	指名推薦	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当選

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。